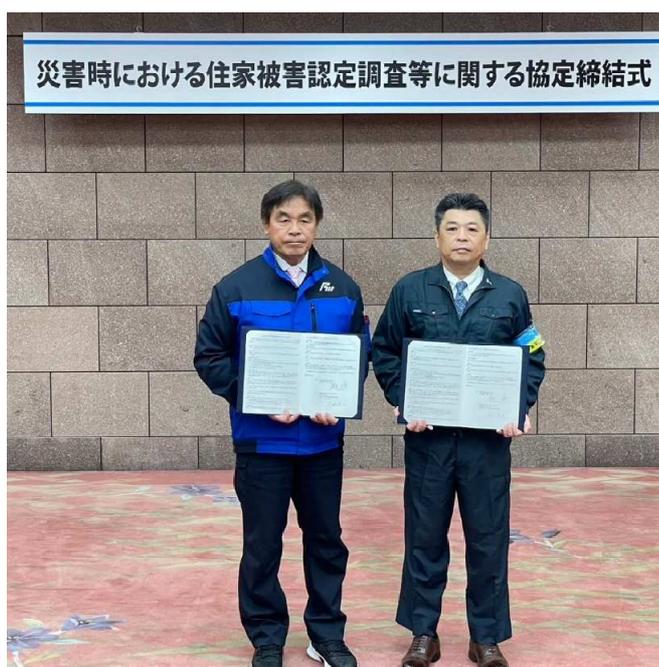


専門家活用による罹災証明書発行の迅速対応を目指して ～本会と石川県との間で住家被害認定調査等に関する協定を締結～

令和6年9月5日(木)、石川県庁4階 特別会議室にて、協定締結式が開催され、日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）と石川県との間で、「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」が締結されました。



この協定の目的は、石川県内に災害が発生した場合において、石川県が本会に対し、支援協力を求めるに当たっての必要な事項を定めることを目的としています。

支援内容としては、①「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に関する技術的な助言、②市町が実施する住家等の被害認定調査業務、③市町の職員等を対象とする住家等被害認定調査に関する研修の実施等から構成され、これにより、災害発生時における住家被害認定調査業務やその研修の実施が円滑に行われることが期待されています。

本日は、本会から吉村真行会長が、また、石川県から 馳 浩 知事が協定締結式に臨み、石川県不動産鑑定士協会の神田勝廉会長や本会の災害対策支援特別委員会の佐藤麗司朗委員長が見守る中、協定書へのサインが行われました。

報道によりますとこの日の協定締結式で、馳石川県知事は、「能登半島地震で多くの方に調査にあたっていただき感謝申し上げます。協定締結で災害時の県民の安心感につなげたい」と述べ、吉村会長は、「不動産鑑定士の社会的使命として、みなさんが困っているとき、われわれの専門性を生かして尽力していきたい」とコメントしました。



災害時の迅速な建物被害調査へ 県と不動産鑑定士団体が協定

09月05日 19時04分



大規模災害の発生時被害があった建物の調査が迅速に進められるよう、石川県は不動産鑑定士でつくる団体と協定を結びました。

石川県庁で5日、県と日本不動産鑑定士協会連合会の協定の締結式が行われ、この中で馳知事は「能登半島地震で多くの方に調査にあ

たっていただき感謝申し上げます。協定締結で災害時の県民の安心感につなげたい」と述べました。

県によりますと、能登半島地震では自治体職員の手手が足りず被害があった建物の調査が滞り、災証明書の発行がスムーズにできなかったということで、今後の災害に備えて協定を締結したということです。

今回の協定により、大規模災害が発生し建物に被害が出た際には、全国の不動産鑑定士に迅速に被害調査を進めくもらえるようになったほか、不動産鑑定士による研修会を実施し、行政職員が建物調査に関する専門知識を身につけられるよう取り組んでいくことになりました。

日本不動産鑑定士協会連合会の吉村農行会長は「不動産鑑定士の社会的使命として、みなさんが困っているとき、われわれの専門性を生かして尽力していきたい」と話していました。

【NHK 石川放送局】災害時の迅速な建物被害調査へ
県と不動産鑑定士団体が協定（リンク先動画有）

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kanazawa/20240905/3020021389.html>